

## ○藤沢市公衆便所条例

昭和39年3月17日  
条例第40号

(目的および設置)

第1条 この条例は、廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条第5項の規定により、この市に公衆便所を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(昭和47条例14・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 公衆便所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市藤沢駅北口公衆便所	藤沢市藤沢420番地の3
藤沢市江の島公衆便所	藤沢市江の島二丁目3番11号
藤沢市奥津宮公衆便所	藤沢市江の島二丁目6番11号
藤沢市辻堂駅南口公衆便所	藤沢市辻堂一丁目1番1号
藤沢市長後駅西口公衆便所	藤沢市下土棚509番地の1
藤沢市藤沢駅南口公衆便所	藤沢市南藤沢1番4号
藤沢市辻堂駅北口公衆便所	藤沢市辻堂神台一丁目2番1号
藤沢市六会日大前駅東口公衆便所	藤沢市亀井野一丁目36番地の2
藤沢市辻堂駅西口公衆便所	藤沢市辻堂神台一丁目6番10号
藤沢市湘南台駅地下公衆便所	藤沢市湘南台一丁目43番地の13
藤沢市湘南ライフタウン公衆便所	藤沢市遠藤869番地の12
藤沢市片瀬東浜公衆便所	藤沢市片瀬海岸一丁目15番1号
藤沢市片瀬江の島公衆便所	藤沢市片瀬海岸一丁目14番8号
藤沢市竜野ヶ岡公衆便所	藤沢市江の島二丁目5番10号

(昭和39条例24・昭和40条例32・昭和41条例8・昭和42条例22・昭和42条例2・昭和44条例11・昭和47条例14・昭和51条例27・昭和54条例14・昭和57条例5・昭和59条例15・昭和61条例17・昭和62条例26・平成元条例34・平成元条例4・平成3条例16・平成4条例13・平成7条例5・平成11条例25・平成11条例5・平成11条例6・平成21条例15・平成30条例18・一部改正)

(行為の禁止)

第3条 公衆便所においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公衆便所を損壊または付属施設をき損させること。
- (2) はり紙その他公衆便所を汚損させる行為をすること。
- (3) 前各号に掲げるほか、公衆便所の管理上特に支障がある行為をすること。

(損害賠償)

第4条 公衆便所の使用者は、公衆便所またはその付属設備に損害を生じさせたときは、市長の定めるところに従い、補修し、またはその損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第5条 第3条各号の一つに該当する行為をした者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に設置されている公衆便所は、この条例により設置されたものとみなす。

付 則(昭和39年条例第24号)

- 1 この条例は、昭和39年10月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に設置されている公衆便所は、この条例により設置したものとみなす。

付 則(昭和40年条例第32号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年条例第8号)

この条例は、昭和41年10月1日から施行する。

付 則(昭和42年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年5月1日から適用する。

付 則(昭和44年条例第11号)

この条例は、昭和44年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年条例第14号)

この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

付 則(昭和51年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年条例第14号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年条例第5号)

この条例は、昭和57年8月29日から施行する。

附 則(昭和59年条例第15号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第17号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第26号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第34号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第16号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年7月18日から施行する。

附 則(平成11年条例第6号)

この条例は、平成11年8月29日から施行する。

附 則(平成21年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。